

株主**の皆様へ

2022年 1月12日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

中間配当金にかかる源泉徴収の取り扱いについて

当社は、2022年1月12日に2022年3月期における中間配当金として、1株につき2.4円をお支払い致しました。（香港ドル換算為替レート1円あたり0.0681香港ドル）

国内の証券会社口座で中間配当金を受領された株主様に対しましては、当社において国内の最高税率（20.42%）で源泉所得税を徴収した後の「中間配当金」をお支払いしております。（詳細は2021年11月24日付の当社ホームページ『2021年12月13日（中間配当基準日）の株主の皆様へ支払われる2022年3月期の中間配当のお知らせ』をご参照ください）

一方、租税特別措置法により国内証券会社も源泉徴収しており、当社の源泉税徴収前の金額に対して、国内源泉所得税として個人株主の場合20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）を源泉徴収しております。この結果、この度の中間配当金に対して合計40.735%の源泉税率で一時的に源泉徴収されております。

適用税率を超えて源泉徴収された税額は、当社へ還付請求を申請する事により適正な税額に調整されますので、下記の要領でお手続き下さいますようお願い申し上げます。

**：当文書での「株主」は、「日本国内証券会社本支店の口座にて当社株式を保有されている方」を意味します。

※なお、「藍澤証券、北洋証券、東洋証券、内藤証券、むさし証券、リーディング証券、第四証券」各社の国内本支店口座にて当社株式を保有されている株主様につきましては、前記証券会社が直接当社に申請書類を提出することにより、当社が手続きを行います。よって各株主様における手続きは不要になります。

還付請求申請手続きの必要書類（株主様による当社への直接申請）

① 還付請求申請書

還付請求申請書は、下記のURLから入手可能。

PDF

http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/EJ_20151126.pdf

Excel（直接入力可能）

[http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/Tax_REFund_Application_Form\(Japanese\)\(Excel\).xlsx](http://www.dyjh.co.jp/ir/stock/information/Tax_REFund_Application_Form(Japanese)(Excel).xlsx)

② 証券会社が発行した配当金計算書

〔送付先〕 〒116-0013東京都荒川区西日暮里2-25-1 ガーデントワー702号

㈱ダイナムジャパンホールディングス 財務・広報グループ宛

〔電話〕 03-5850-3660（財務・広報グループ 佐藤）